紫波ネット2000

「わが町を知る」
「わが近隣を知る」
「わが将来を知る」ための
の総合広報

8月号
No.557

発行／岩手県紫波町　編集／企画課

特集

介護保険制度って？

スタートして五カ月。「よくわからない」という人のための「おさらい」

紫波って本当にいいですよね。果物や野菜が豊富。そして何といっても温泉。いつか住んでみたいなって思っていたら、縁あってこうしてパン・洋菓子の教室を開くことになりました。本当はこうした初級講座はあまりやらないんですが、皆さんの熱意で開催することになりました。とにかく昔からボランティアとかにかかわってきましたから、こうした熱意ある町には何とか協力したいですね。フランスによく行く関係で、地場産のそば粉と南部小麦で本場のクレープができないかとちょっとアイディアを出したら、関係者の皆さんが乗り気になって…。地場のものをこうして使えるってホント、幸せだと思いますよ。――ボランティアって普通の人が普通の何かをやることから始まることだと思っていますから。

（七月二十四日　ラ・フランス温泉・交流プラザ紫波で）

MY MESSAGE
私からのメッセージ

小野寺 恵さんから

安全・新鮮な産物に恵まれる紫波

◆おのでらめぐみ 東京都出身。小野寺恵パン・洋菓子教室主宰。東京はもとより全国に生徒がいて、その数、実に数百人。

「よくわからない」という人のための「おさらい」

介護保険って？

介護保険制度は、わたしたちの住む紫波町が運営しています。四十歳以上の皆さんが加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要になったときには、サービスを利用できる仕組みになっています。介護保険については、これまでも当誌で紹介していますが、改めて全般的な内容を紹介します。いわば介護保険制度の「おさらい」と新たな内容の紹介です。

図1：サービスを利用するまでの流れ

申請（本人か家族）

「介護保険の申請をしたいが、どうしていいかわからない」など不明な点はこちらへ

長寿健康課 相談窓口【申請受理から審査認定まで町が行う】

訪問調査

調査員が家庭訪問して**心身の状態などを調査**。その結果からコンピュータ処理による**全国共通の基準による判定**を出します

主治医の意見書

主治医が、病気や負傷の症状をまとめた**医学的な見地からの意見書**を作成。かかりつけ医が**いない場合は、町が指定した医師が作成**

審査・認定

コンピュータ判定と「かかりつけ医」の意見書、そして調査員の特記事項をもとに、**どのくらいの介護が必要かの区分（介護度の区分）が決定**されます

要介護度（要支援、要介護度1～5）か**非該当を郵送で通知**

結果通知

非該当 → **自立**

「自立」と判定された場合は介護保険対象外となります

要支援 要介護度 1～5 → **サービス計画を作成**

利用者が決められた要介護度に合わせてサービスを利用できるよう、**一週間単位の介護サービス計画**（ケアプラン）を立てます。**利用者・家族は、介護支援専門員（ケアマネージャー）に相談**して計画を立てます

サービスの利用開始

介護サービス計画（ケアプラン）に沿った**サービスの提供が始まり**ます。かかった**費用の一割は自己負担**になります。施設利用の場合は、**食事代の一部なども自己負担**になります

更新 認定の有効期限は6ヵ月。引き続きサービスを利用したい場合は改めて申請

スタートから5カ月
「介護保険」
のおさらい
今月のTopics
トピックス

介護保険制度が始まって五ヵ月、すでに介護が必要な皆さんは大部分が申請を済ませ、自分に合ったサービスを利用している反面「介護保険はよく分からない」とか「どうすれば利用できるのか」という声が寄せられます。そこで改めて介護保険の内容を紹介します。

サービスを受けるためにはまず申請

皆さんが、介護保険のサービスを受けたいと思ったら、まず最初にしなければならないのが、認定申請です。町では申請を受け、どのくらいのサービスを提供したらいいのか、あるいは、サービスが必要な人なのかどうかを審査します。その結果、介護サービスを受けるための基準を決め、同時に資格を認定します。

このように「認定申請」は、介護サービスを受けるために欠かすことのできないものです。なお申請からの手順は、右ページの**図1「サービスを利用するまでの流れ」**を参考にしてください。

申請が必要なのはどんなとき?

さて、申請はどのような人がすればいいのでしょうか。

介護保険へは四十歳以上の人が加入していますが、サービスを受けられる人として、基本的に六十五歳以上の人を対象にしています。四十歳から六十四歳までの人は、老化による十五種類の特定疾患が原因となったときに対象になります。(**表1「介護を必要とする状態」**を参考)

そのため、申請があった人については、調査員が自宅へ伺って聞き取り調査をします。

調査結果から、障害の程度に応じて、介護サービスを受ける基準を六段階に区分します。このうち介護状態の程度が最も軽い区分「要支援」から「要介護度5」までの六段階の区分には、それぞれ支給限度額を設けています。これは利用できる介護サービスの限度を表すのものです。

なお利用できるサービスの種類は、次ページの「**介護保険で利用できるサービス**」を参考にしてください。

表1:介護を必要とする状態

介護が必要な状態に応じて、次のような区分に分けられます。この区分によって利用できるサービス内容や量が決まります。

要支援	**要介護状態ではないが、社会的支援が必要な状態(利用限度額=61,500円)** ●身の回りの世話に一部介助が必要●立ち上がりなどに支えが必要なことがある
要介護度1	**生活の一部について部分的介護が必要な状態(利用限度額=165,800円)** ●身の回りの世話に介助が必要●立ち上がりなどに支えが必要●歩行に支えが必要なことがある●痴ほうなどの症状がときどき見られる
要介護度2	**中等度の介護を必要とする状態(利用限度額=194,800円)** ●身の回りの世話全般に介護が必要●立ち上がりや歩行などに支えが必要●排せつや食事に介助を必要とすることがある●痴ほうなどの症状が見られることがある
要介護度3	**重度の介護を必要とする状態(利用限度額=267,500円)** ●身の回りの世話、立ち上がり、排せつなどが一人ではできない●歩行などが一人ではできないことがある●いくつかの痴ほうなどの症状が見られることがある
要介護度4	**最重度の介護を必要とする状態(利用限度額=306,000円)** ●身の回りの世話、立ち上がり、排せつなどがほとんどできない●歩行などが一人ではできない●多くの痴ほうなどの症状が見られることがある
要介護度5	**過酷な介護を必要とする状態(利用限度額=358,300円)** ●身の回りの世話、立ち上がり、歩行、排せつや食事などがほとんどできない●多くの痴ほうなどの症状が見られることがある
自立	支援、介護は必要ない状態

介護保険相談窓口　長寿健康課(保健センター)　☎672-4522　有線01-8974

介護保険で利用できるサービス

●在宅サービス●

訪問介護：ホームヘルプサービス
自宅にきたホームヘルパーが、介護や家事など、身の回りの援助

訪問入浴介護　浴槽を積んだ入浴車が自宅にやってきます。その車の中で入浴しながら介護を受ける

訪問看護　自宅を訪れた看護婦や保健婦などが、看護の支援

訪問リハビリテーション　理学・作業療法士などが自宅にやってきての機能訓練（リハビリテーション）

通所介護：デイサービス、日帰り介護　デイサービスセンターなどで、入浴、食事の提供、機能訓練などのサービスを日帰りで受ける

通所リハビリテーション：デイケア
老人保健施設や医療機関などで、入浴、食事の提供、機能訓練などのサービスを日帰りで受ける

福祉用具の貸与　車椅子やベッドなどの福祉用具を借りる

福祉用具の購入　排せつや入浴に必要な福祉用具を購入する際、費用を負担してもらえる

居宅療養管理指導　医師や歯科医師、薬剤師などが自宅を訪れて、療養上の管理や指導をしてもらう

短期入所生活介護：ショートステイ
特別養護老人ホームなどの施設に短期間入所し、日常生活の介護や機能訓練を受ける

痴ほう対応型共同生活介護：痴ほう性高齢者のグループホーム　痴ほうのために介護が必要になった高齢者が、10人前後で共同生活を営む居宅（グループホーム）で介護を受ける

特定施設入所者生活介護　有料老人ホームなどで介護サービスを受ける

住宅改修費の支給　自宅で、手すりの取り付けや段差をなくするための小規模な工事が必要になった場合、その費用を負担してもらえる

●施設サービス●

介護老人福祉施設：特別養護老人ホーム　日常生活で常に介護が必要で、在宅での適切な介護が困難な場合に入所し、必要な介護サービスを受ける

介護老人保健施設　手術をした後など病状が安定してきた段階から、自宅に戻れるようにリハビリを中心とした医療ケアと介護を受ける

介護療養型医療施設　長期間にわたる療養や介護が必要になった場合に入所できる

スタートから5カ月
「介護保険」
のおさらい
今月のTopics
トピックス

65歳を境にして異なる保険料に

町の介護保険料は、基準月額で三千百二十円になります。これは六十五歳以上の第一号被保険者の皆さんが納める保険料です。また所得に応じて五段階の保険料を設定しています。**（表2「所得に応じた介護保険料」参照）**

第一号被保険者の皆さんには、軽減措置も設けられています。今年四月から来年九月までの間、保険料を納めなくても良い期間、あるいは半額を納めるだけで良い期間が設けられました。また保険料を納められなくなった場合には、保険料の納付期限を延長するほか、保険料を減免する制度もありますので、早目に相談してください。

8月下旬　説明会を開催

介護保険係では、制度をより知っていただくため九地区の会場を回って説明会を開催します。日程・会場は**表3**のとおりですが、地区以外でもどの会場でも参加可能です。

なお、保健センターの長寿健康課では介護保険の「相談窓口」を設置していますので、お気軽においでください。また、電話での相談にも応じます。

紫波町在宅介護支援センターが銭形平次会館内に移転オープン

町内三カ所の在宅介護支援センター（左リスト参照）の中で、保健センター内にあった紫波町在宅介護支援センターが七月十四日、銭形平次会館に移転しました。会館は日詰商店街の中心に位置し、多目的ホールや会議室もあり、福祉の拠点として期待されます。

在宅介護支援センターでは次のような相談に応じています。

- **要介護認定作業**
- **保健福祉サービス**
- **介護方法、介護の悩み**
- **介護用品、福祉用具**
- **高齢者、介護者の健康**
- **医療全般　など**

このように介護保険や福祉全般に及ぶ内容になっていますので、お気軽にご利用ください。

在宅介護支援センター問合せ

紫波町在宅介護支援センター
日詰字郡山駅57-3
銭形平次会館内
Tel 671-1101
Fax 671-1102
有線01-8972

にいやま荘在宅介護支援センター
桜町字三本木46-1
Tel 676-5777
Fax 676-5857
有線04-6225

百寿の郷（もず さと）在宅介護支援センター
土舘字関沢24-1
Tel 671-7101
Fax 671-7051

介護保険相談窓口　長寿健康課（保健センター）　☎672-4522　有線01-8974

表2：所得に応じた介護保険料

65歳以上の人の保険料は、市町村ごとにどれくらいの介護サービスを提供できるかなどに応じ基準額が算出され、それをもとに個人の保険料額が所得段階によって決められます。また40歳以上65歳未満の人の保険料は、加入している医療保険によってそれぞれの算出方法で設定されます

対象	第1号被保険者（65歳以上の人）			第2号被保険者（40歳～64歳の人）
	段階	月額	段階ごとの対象者	
保険料	第1段階	1,560円（基準額×0.5）	老齢福祉年金受給者 生活保護受給者	社会保険・健康保険組合・国民健康保険など
	第2段階	2,340円（基準額×0.75）	住民税がかからない世帯	（参考） 紫波町国保税 （介護保険分:年額） 所得割額0.9% 資産割額7.0% 均等割額 =2,800円 平等割額 =3,000円 ※限度額 ＝70,000円
	第3段階	3,120円（基準額）	住民税がかからない人	
	第4段階	3,900円（基準額×1.25）	住民税がかかっていて250万円未満の所得がある人	
	第5段階	4,680円（基準額×1.5）	住民税がかかっていて250万円以上の所得がある人	
保険料の納め方	年額18万円以上の年金を受け取っている人は年金から天引き 18万円に満たない人は納付書で町に納入			医療保険料（社会保険や国民健康保険）と一括して納入

65歳以上の人は当面、保険料を軽減

保険料の負担に慣れてもらうために、今年4月から来年9月までの間、保険料が軽減される特別対策が実施されています。

対象	期間	軽減措置
第1号被保険者	平成12年4月～9月	保険料を納める必要はありません。全額を国が負担します
	平成12年10月～13年9月	半額の保険料を納めてもらいます。残り半分は、やはり国が負担します。紫波町の場合、上の表の第1段階が月額で780円になります。同様に第2段階＝1,170円、第3段階＝1,560円、第4段階＝1,950円、第5段階＝2,340円、となります

保険料が払えないときには相談（徴収猶予と減免）

皆さんが災害や仕事上の事故・障害などで保険料が払えなくなったとき、町では、保険料の支払期限を一定期間延ばす（徴収猶予）ほかに、保険料を減免できることとされています。対象になる事例は、次のとおりです。

対象者	状況
第1号被保険者自身、または世帯の収入を支える人	【自然災害】地震災害、風水害、火災などの災害により財産に損害を受けたとき
第1号被保険者のいる世帯の収入を支える人	【死亡・障害】死亡したり心身に重大な障害を受けたとき、あるいは長期間入院して収入が途絶えたとき
	【事業収入減】事業や業務の休止・廃止、あるいは著しい損失のほか、失業などによって収入が減少したとき
	【自然条件による収入減】干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作等によって収入が減少したとき
上記のほか、やむを得ない事情があると認められるとき	

国保税についてのお知らせ

国民健康保険に加入している人が納付する国保税は、制度を維持していく大切な財源になっています。平成12年、この国保税についての法律が改正され、災害などの特別な事情がないのに納めなかった場合、つまり滞納したときは、次のような措置がとられる場合があります。

1.納入期限から1年が経過すると：保険証を返していただき、代わりに「資格証明書」を交付します。このため病院などで支払う医療費は全額を自分で負担しなければなりません。しかし、後日町へ申請することにより、自分で支払った医療費の7割分が戻されます

2.納入期限から1年半が経過すると：国保からの給付が全部または一部差し止められます。

納めるのが大変なときは

災害などに見舞われた時など特別な事情があって国保税を納めることができなくなったときは、早目に役場税務課に相談してください

☎672-2111　内線132.133　有線01-8912

銭形平次会館には社会福祉協議会のヘルパー事業の一部やシルバー人材センターも移転し活動しています。毎週金曜の午前中は保健婦による乳幼児、母子、高齢者の健康相談を行っています

表3：地区巡回説明会 日程

対象地区以外の方でも自由に参加してください

対象地区	会場	日時
日詰	保健センター	27日（日）午前9:30～11:30
古館	古館公民館	21日（月）午前9:30～11:30
水分	水分公民館	22日（火）午前9:30～11:30
志和	JAいわて志和支所	25日（金）午後1:30～ 3:30
赤石	赤石公民館	24日（木）午前9:30～11:30
彦部	彦部公民館	21日（月）午後1:30～ 3:30
佐比内	佐比内公民館	22日（火）午後1:30～ 3:30
赤沢	赤沢公民館	23日（水）午前9:30～11:30
長岡	長岡公民館	24日（木）午後1:30～ 3:30

おかあさん わいわい話そう

このページは子ども（0歳児～20歳前）をお持ちのおかあさんのためのページです。
雨天の遊び場情報、育児の悩み、学校についてなどのほか情報・質問など何でもお寄せください。
企画課「紫波ネット」情報係まで
〒028-3390　日詰字西裏23-1
TEL672-2111　FAX672-2311
【ホームページアドレス】
http://www.town.shiwa.iwate.jp
【メールアドレス】
info@town.shiwa.iwate.jp

な●ん●で●も●質●問●箱

今回の質問
子育てワークショップが開かれたそうですがどんな意見が出たの？

答え 質問・意見は多種多様 今回はその質問をご紹介

先月から始まったお母さんのための情報ページ、今月は六月二十一日に藤原町長を囲んでのワークショップを特集！
参加者は古館地区の子育て支援グループ、たまごひろば、ひよこひろばのお母さんとスタッフなど約二十人でした。

Q ベビーシートの貸出は出産後？　退院時に使えるよう、事前の貸出はできない？

A 出産予定日の二週間前から貸出します。母子手帳と印鑑を持参してください。❶

Q 一時預かり、託児所がない！　急用時に困るのでどうにか安心して子育てできる環境を。

A 一時預かり、託児所については現在❷「保育ママさん制度」を進めています。町内の保育所、児童館では❸「すくすく広場」として月二回施設開放、また子育て支援センター（古館保育所内）では週一回の❹「すくすく広場」のほか、子育てについての相談を受けています。

Q 味覚障害の子どもが増えているとか。幼児期の食習慣が大切だと思うので栄養士などの指導を！

A 保健センターでは乳幼児期からの食生活を中心とした相談指導を行っています❺。また家庭の味を大切にしてもらうよう、機会あるごとに地区でも指導しています。

Q 古館地区以外にも子育て支援があればいい。地区ボランティアを募りスタッフの育成を。

A 四月からボランティア主体で志和地区に❻「にこにこひろば」が開設されました。県主催の子育て支援サポーター講座への参加を呼びかけるなど、スタッフの育成を心がけています。保育所、児童館のすくすく広場と協力し新たな広場開設を支援していきます。

Q ゆっくり絵本を読んだり、学習できるような図書館がほしい。また本がもっとあれば…

A 十月から❼学校図書館の一部開放を目指し準備を進めています。身近な施設で読書や学習ができるよう、充実した読書環境を目指しています。

Q ベビーカーだとちょっとした段差も危険です。歩道はどんな基準で作られていますか？

A 以前は、五センチ以下の段差という規定だけでしたが、平成七年からは県全体での基準として二センチ以下の段差、八パーセント以下のスロープで作ることが条例化され、町でもこれに基づいて作っています。

Q 公園に子ども用のブランコなど遊具があればいいと思う。また日陰があると助かる。

A 現在、公園の規模により遊具や、植樹・あずま屋などを設置しています。ただ公園によっては必ずしも十分ではないのが現状です。スペースの問題もあり、利用状況を考慮しながら検討していきたいと思います。

---

❶**交通安全に関する補助事業**：ベビーシートレンタルのほかに、チャイルドシート五千円の補助金制度も（一万円以上のものが対象。購入時の領収書（チャイルドシート代であることが表示されていない領収書・レシートの場合は保証書か取扱説明書も）、印鑑、振込口座の通帳、保険証を役場に持参。

❷**保育ママさん制度**：仕事をするお母さんに代わり、保育所時間外に面倒を見たり、子どもを預かったり、保育所までの送迎などを行う仕事です。詳しくは子育て支援センターまで

❸**保育所・児童館すくすく広場**：第一・三水曜日（八月十六日は休み）

❹**子育て支援センターすくすく広場**：毎週木曜日と第四土曜日（八月十七日は休み）☎671-2200

❺**生活習慣改善の指導相談**
妊婦：母親教室の中で妊娠中の食事、母親として子どもの食事指導
乳幼児：乳児健診時の離乳食指導
乳幼児相談（ママのホット広場）：一～三歳六カ月児の保健、育児、食事指導

❻**志和地区「にこにこひろば」**：志和公民館では月に一度（原則第三木曜）、幼稚園・保育所に入る前の子どもと親を対象に集いの広場を開催。問合せは社会教育課☎672-3362

❼**学校図書館の開放**：町内の全小・中学校図書室と中央公民館図書室とをインターネットで接続し、どこからでも蔵書検索可能となり、休日も学校図書室の図書やパソコンの利用ができることを目指しています。

新しい結婚相談員が決まりました

農業委員会だより

問合せ　☎672-2111
内線341～343　有線01-8832

新結婚相談員の皆さん

地　区	氏　名	電　話
日　詰	高橋　數男	☎672-3211
古　館	小川　美代	☎676-5490
〃	水本　禮子	☎672-4754
水　分	須川ヨシエ	☎673-6066
〃	菅　川　一	☎673-6325
〃	菅原　節子	☎673-7513
志　和	工藤　ムツ	☎673-6712
〃	岡本　和子	☎673-7242
〃	高橋　惠子	☎672-3805
赤　石	武田サツ子	☎672-4581
〃	北條　保夫	☎672-4777
〃	畑山　政雄	☎672-2855
彦　部	長沢　幹夫	☎672-3666
〃	阿部　勝悦	☎676-5456
佐比内	多田　恒夫	☎674-2191
〃	藤原美喜子	☎674-2428
赤　沢	梅澤　半次	☎676-3093
〃	福　田　惇	☎676-5369
長　岡	横沢　修子	☎696-3625
〃	山口　フミ	☎676-4783

独身の皆さんのよき相談相手として

新しい結婚相談員が決まり、４月28日委嘱状が交付されました。任期は平成12年４月から平成14年３月まで。これからの２年間、独身者の結婚相談にのります。

農業者年金巡回相談のお知らせ

60歳以上で経営移譲を終了していない人を対象に、農業者年金の受給について説明会を開催します。対象となる人はぜひご出席ください。

◇日　時　８月30日(水)　午前10時
◇場　所　紫波町中央公民館２階和室
◇相談員　岩手県農業会議とJA岩手県中央会の農業者年金相談員

無許可の農地転用は農地法違反です

【「農地転用」には許可が必要】農地を住宅や工場、資材置場、駐車場、道路、植林などに転用する場合は知事、または農林水産大臣の許可が必要です。

一時的な仮設事務所や砂利採取なども許可が必要です。

【なぜ許可が必要か】農地は安定的食糧供給を図るための大切な基盤であり、生産性の高い農地を確保する必要があります。無秩序な転用は周辺の農業生産や農業振興に大きな影響を与えます。

このことから、具体的な土地利用計画を伴わない資産保有目的、または投機目的での農地取得は認められません。

【農地とは】農地法において農地とは「耕作の目的に供される土地」のことです。「休耕地」「耕作放棄地」も耕作しようと思えばいつでも耕作できる土地であり農地に該当します。

また登記簿上の地目が山林、原野など農地以外のものでも、現況が農地として利用されていれば農地法の規制を受けることとなります。

【違反転用に対する処分など】許可を受けないで転用した場合には、工事の中止または原状回復、その他違反行為の是正のための措置のほか、罰則の適用もありますので注意してください。

他の法律により農地転用が規制されている場所もありますので、詳しくは農業委員会または地域の農業委員に相談してください。

Q朝食は何時ごろ食べますか？
また夕食は何時ごろ食べますか？

【朝食編】1位　午前7時
【夕食編】1位　午後7時

意外にもほとんどの答えが上記時間に集中。これ以外の少数意見を見ても、朝食時間は午前6時45分から7時30分まで、夕食時間は午後6時から8時に済ませているようです。話題の「朝食抜き」という子どもがいなかったのはちょっとホッとした結果。「スポ少のある時は午後8時30分が夕食」という答えには、思わず「ご苦労さま」と言ってしまいました。

僕たち私たちの意見！
子どもたちへのアンケート

星山小学校４～６年生（男子15人・女子19人）に聞いたアンケート結果

テーマ

好きな食べ物

ラーメンとカレーライス――「定番メニュー」はやっぱり強かった

今回の「僕たち・私たちの意見！　子どもたちへのアンケート」は、星山小学校の４～６年生に聞いた「好きな食べ物・嫌いな食べ物～食に関するアンケート」。
食事の時間に始まり、おやつ、夕食のメニューなどを聞いてみました。

おやつ

先生はどう思う？

【アンケート結果から】

星山小学校
佐藤　道義　校長

子どもたちの家庭での食事状況を見ると、肉類を中心にした食事が多いように思えます。カレーライスは男の子も女の子も好きなようですね。外食ではラーメンが一番の人気で、焼き肉も多いということで油脂類の摂取が多いのが気になります。おやつもやはりスナック菓子が多く、ここでもやはり油脂類が中心です。

逆に繊維質の多い野菜などは嫌われていて、こうした偏った食生活の弊害が健康面に表れなければいいなと感じました。

特に子どもたちの肥満が問題になっている昨今、今後食べ物のあり方をみんなで考えていかなければならないでしょうね。

夕食

今回の 嫌いな食べ物

Qあなたの好きなおやつは何ですか

1位　ポテトチップス、アイスクリーム
3位　ジュース、果物

おやつは男女で多少意見が違うようです。女の子はアイスが１番で、次いで果物とポテトチップス。一方男の子はポテトチップスが１番でアイスが２番、果物は男の子には人気がないようです。

Qあなたの好きなメニューは何ですか

1位　カレーライス
2位　ハンバーグ
3位　エビフライ

そのほかでも焼き肉、カツ丼、ステーキ、シチュー、牛丼と肉類が中心。その中で異彩を放つのが「サバの味噌煮」。青魚には栄養が詰まっています。お母さん、がんばって作ってください。

Qあなたの好きな外食メニューは何ですか

1位　ラーメン／2位　焼き肉／3位　すし

男女問わずラーメンが焼き肉にわずかな差で勝利。やはり家庭で食べられない味と雰囲気が子どもたちにも人気のようです。そしてやはりごちそうの定番・すしも３位に食い込みました。そのほかでは男の子は丼ものに、女の子は麺類の人気が高い結果になりました。

Qあなたの嫌いな食べ物は何ですか

1位　ピーマン／2位　ナス／3位　トマト

嫌いな食べ物はとにかく野菜づくし。このほかにもブロッコリー、セロリ、パセリなど、お母さんの願いもむなしい結果に。嫌いなものがないという子どもはわずか3人でした。ところで昔から嫌いなもののトップを争っていたニンジンは今回なし。皆、好きになったのかな？

町で見つけた
ホットニュース

まちで見つけた出来事を写真とともにご紹介します

「社会を明るくする運動」各地で大勢が参加し展開

今年で五十回目を迎える「社会を明るくする運動」が町内で展開されました。これは犯罪や非行のない明るい社会を築くための全国的な運動で、七月は強化月間。四日には盛岡南ショッピングセンター・ナックスで紫波地区保護司会など十八団体が参加し啓発集会が行われ、水分小児童による鼓笛隊演奏も披露されました。また十八日には佐比内公民館で、ふれあいお茶会が開かれ、紫波高校茶道部の皆さんのお点前で地区の人など大勢参加し、交流を深めました。

台風に負けない元気な子どもたち サイクルチャレンジ大会で大歓声

町制施行四十五周年を記念し、七月八日自転車競技場で小中学生サイクルチャレンジ大会が開催されました。これは自転車競技に親しみ、競技人口の底辺拡大と育成を目的に行われたものです。時折強い雨が降るあいにくの天候でしたが、参加者は父母の声援を受け、みな懸命にペダルをこいでいました。

空手道にまい進し悲願の優勝 優勝旗を手に藤原町長へ報告

第五十二回岩手県民大会空手道競技が、七月二日総合体育館で開催され、紫波町が町村の部でみごと優勝を収めました。同五日高橋吉見さん（全日本空手道連盟和道会紫波教場支部長）と小田中敏さん（町空手道協会幹事長）が報告のため藤原町長を訪問しました。紫波町は今まで毎年上位入賞を果たしながらも、三陸町と大槌町という強敵の前に、優勝には手が届きませんでしたが、今回念願の初優勝となりました。結果は次のとおりです。（敬称略）

青年男子形優勝：高橋吉貴
青年女子形優勝：木村美茂
青年男子組手軽量級優勝：高橋利宏　青年男子組手軽量級3位：菊池人見
青年男子組手重量級優勝：阿部義孝　青年女子組手：佐々木千恵
男女総合町村の部優勝：紫波町

九人が一般質問 女性議会を開催

町議会四百回を記念し、七月二十二日女性議会が町議会議場で開催されました。紫波町連合婦人会など八団体からなる紫波町婦人教育連絡協議会の推薦者二十一人と一般公募による五人の二十六人が出席しました。九人が一般質問に立ち、女性の視点から積極的な提言、意見が出されました。また質疑応答を通じて町政に対する理解を深めました。詳しいことは議会報でお伝えする予定です。

観光客の皆さんへの新たな交通手段 ラ・フランス温泉館に貸自転車配備

紫波町観光協会では、町を訪れる観光客に手軽な交通手段を提供しようと、七月からラ・フランス温泉館で貸自転車を開始しました。自転車は全部で五台、一時間百円で利用できます。ラ・フランス温泉館から滝名川渓谷、山王海と回る三時間コース、水分神社、陣ケ岡史跡を回る二時間半コースの二つのモデルコースも温泉館で紹介しています。

ニューフェイスのリンゴ種とワイン ついに道の駅や小売店で販売を開始

紫波町産のリンゴ（ふじ）とブドウ（キャンベル）を使ったリンゴ酒とワインを大迫町のエーデルワインに醸造委託していましたが、このほど完成し、七月三日、リンゴ酒（紫波りんご果音（かのん））とワイン（紫波ぶどう果音（かのん））の完成発表会が行われました。それぞれ千百本が道の駅紫波や町内小売店で販売されています。

八十八歳の北條さん参加 春風会が月例句会を開催

日詰西にお住まいの北條ハナさんは八十八歳というご高齢にもかかわらず、俳句に熱心に取り組んでいます。七月八日中央公民館で行われた春風会の月例句会では、「皆さんと一緒にやると勉強になります。月一回の句会が楽しみ」と北條さん。七十五歳を過ぎてから俳句を始めたとのことですが、「外に出かけることはあまりないが、いつも気をつけて見て、感じたことを書いています」と二十人ほどの会員の皆さんに混じり、句をしたためていました。

消防操作法競技会で輝かしい成績 続く県大会でも入賞の二重の喜び

第二回盛岡紫波地区支部消防操法競技会が、七月十五日県消防学校で行われ、ポンプ車の部で片寄の第六分団（熊谷正志分団長）、小型ポンプの部で古館の第二分団（阿部征一郎分団長）がそれぞれ優勝しました。これは消防操法の日ごろの訓練の成果を発表し、消防技術の向上と団員の志気の高揚を図ることを目的に開催されているものです。

なお第二分団は七月二十八日の県大会で、五位入賞を果たしました。

吉里吉里小との十五年目の結晶 友情の木・ケヤキを一緒に植樹

上平沢小学校（大野文雄校長、児童百三十四人）と片寄小学校（大石善弘校長、児童百三十五人）の五年生四十五人は、大槌町の吉里吉里小学校とふるさと交流学習十五周年を記念し、このほどそれぞれの町の木であるケヤキの植樹を行いました。また「友情の樹」と書かれた標柱も立てました。苗はそれぞれの緑化推進委員会支部から提供いただいたものです。

紫波文学館

胡堂の贈りもの

胡堂のもう一つの魅力――伝奇小説と冒険小説

野村胡堂は『銭形平次捕物控』に代表される捕物小説のほかにもいろいろな分野の作品を残しています。

特殊な催眠法で眠りに入った主人公が、第４氷河期末、氷河が溶けて世界が異常気象に巻き込まれるところに遭遇する空想科学小説（SF）『二萬年前』。数人が集まって、一人が一話の奇談を披露する不思議なクラブを描いた『奇談クラブ』、そして『美男狩』といった伝奇小説。少年少女向きには『地底の都』『スパイの王女』『都市覆面団』などの現代探偵や冒険小説。東海道五十三次の街道筋を舞台に、巨盗を主人公にした長編時代小説『三万両五十三次』などなど。

作家高橋克彦さんは「平次物は胡堂の作家活動の余録といった気さえ私はしている。…胡堂の真髄は奇談と冒険物にある」（「朝日新聞」平成７年７月31日掲載）とまで言っています。

“平次”とはまた違った胡堂の作品を一度読んでみてはいかがですか。

（野村胡堂・あらえびす記念館　石川一子）

紫波投稿文芸館　連載小説

鉈（なた）の黒岩

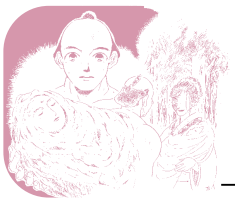

紫波町出身の南部藩のお抱え力士・黒岩。故郷に帰り、白山神社に願掛けをして江戸での敗北感を振り払っていった。しかしまだ黒岩には難題があった。それは江戸で再起するための新たな戦法の模索だった。

作／遠山英志（紫野出身盛岡市）　挿絵／竹田千穂子（岩手町）

第四話　神技誕生

満願の二十一日目、のしかかるような杉の老木をくぐって、社務所の下道の「一の字」にさしかかった。すると、見知らぬ女性が現れた。笑みを含んで「ちょっと髪を結う間この赤ん坊を預かって下され」と頼んだ。けれども、女は一向に戻って来る気配がない。静まり返っている境内に底冷えがじーんとよどんでいた。夜はなかなか明けない。ようやく少し明るくなった。黒岩が赤ん坊を見ると神楽の権現様の顔を呈した石ではないか。驚いてそれを投げつけると、唸りを生じて東の谷底へ落ちていった。黒岩の体はやけに軽くなり、力が漲ってきたような気がする。山は静まり返った儘である。

ふと、何かが動く気配を感じて下を見ると、熊が沢の方から駆け上がってきた。恰も衝突するような感覚でみるみる迫ってくる。視野がぐんと狭まり、巨大な壁がドーンと倒れてくる如くである。緊張感が黒岩の全身を突き抜ける。その時、昔、与兵衛という分家の猟師から聞いた言葉が脳裏に蘇った。

「熊に背中を向けてはわがねぇ。負けねぇという気持ちがないと、やられるんだべば」

熊はあっという間に参道に駆け上がると、形相すさまじく襲いかかってきた。黒岩は体の神経が咄嗟に反応した。低い姿勢から勢い良く熊に突っ込み、右肘を繰り出した。鼻骨に鋭い音を残して熊は大きく跳ねとんだ。熊は参道から転げ落ちるようにして、谷底向けて退散していった。逃げる途中で一度振り向いたが、その儘去っていった。

この時、黒岩にひらめいたものがある。

「これだ、この立ち合いだ」

立ち合いに右肘を繰り出せば、如何なる力士の突っ張りにものど輪にも負けることはない。これで体が起こされた相手の胸元に右肘をあてた儘、土俵迄運ぶことも可能である。相手が苦しまぎれに右差しを狙ってきたら、それは左腕で抱える。その左手で、相手の胸元にあてている自分の右肘の手首を掴んで締めつける形も可能になる。黒岩の怪力をもってすれば、いったん鉈の形に連鎖した形が崩れることはない。黒岩は目の前の濃霧が一気に晴れる思いであった。満願で新しい技の着想を授かったことは、長らく待ちわびてきただけ、譬えようもなく嬉しかった。

帰郷したといっても、黒岩はお抱え力士であるから、毎日、盛岡の藩主のもとへ通った。二人扶持で、年間十二俵の扶持米を支給されていた。その上、黒岩は生家の食生活に役立つことなら何でもやった。小川や堰に竹製の泥鰌ど（筒）を毎日しかけた。その中には韮と米糠を布で丸めて底に入れた。とった泥鰌は泥を吐かせた後、佃煮にして保存した。この世のものとは思えない味だった。黒岩は故郷が恋しくなると、これが食べたくてしようがなかった。田螺の乾物も作った。笊を使ってとった鮠は串刺しにして焼き、ベンケイに刺した。これらの保存食は、貴重な活力源ともなった。

黒岩は藩主の前に於いて碁盤を持って蝋燭の火を消したり、米俵に筆を結びつけて文字を書いたりした。そこで、黒岩は藩主から掛軸を拝領した。それは野見宿禰の画像である。画の周囲には日本書紀巻六垂仁天皇七年の条が筆写されている。野見宿禰が当麻蹶速と力比べをする件りがそれである。

NEWS BOAD

お知らせ掲示板

INFORMATION 第34回を迎える紫波町芸術祭の参加募集

今年で第34回を迎える紫波町芸術祭の展示部門の作品とと舞台部門の出演団体を募集します。

○展示部門の作品公募

11月３日（金）～５日（日）の3日間、中央公民館で開催する展示部門の作品を公募します。右表の規格に沿ってご応募ください。

▶応募資格　町内に在住か勤務している人、または町出身者

▶応募方法　申込書に必要事項を記入して10月６日（金）までに中央公民館か各地区公民館に申し込み(申込書は、団体用と一般用の２種類があり、中央公民館・各地区公民館にあります）

▶作品の搬入日　団体／11月１～２日　一般／10月30～31日

▶作品の搬出日　11月６日（月）午前中に作品返却

▶その他　不慮の災害による出品作品の損害については原則として、その責任を負いませんのでご了承願います。

○舞台部門の出演団体公募

11月19日（日）午前10時から中央公民館で開催する舞台部門の参加団体を公募します。

▶種目　日本舞踊、新舞踊、三曲、洋舞、詩吟、吟舞、大正琴、箏曲、謡曲

▶参加資格　町内で活動している団体（個人での参加はできません）

▶申込方法　申込書に必要事項を記入して10月６日（金）までに中央公民館に申し込み（申込書は中央公民館にあります）

▶申込方法　中央公民館（☎672-3372. FAX672-3372.　有線01-2922）

種別（出品点数）・規格・体裁
書道（1人1点）
半切以内、額装か軸装
日本画（1人1点）
50号以内厚さ10cm重さ5kg以内
洋画（1人1点）
50号以内厚さ10cm重さ5kg以内（デザインも含む）
水墨画（1人1点）
半切以内、額装か軸装
写真（1人1点）
全紙以下、パネルか額装
工芸（1人1点）
展示可能な体裁
ちぎり絵（1人1点）
50号以内厚さ10cm重さ5kg以内
パッチワーク（1人1点）
縦・横・高さの合計2m50cm以内
文芸（1人1点）
色紙・短冊など展示可能な体裁（俳句、短歌、川柳、詩）
盆栽（1人1点）
展示可能な体裁
菊花（1人5点以内）
展示可能な体裁
華道（1社中7点以内）
流派の制限なし（各社中でまとめる）
その他（1人1点）
展示可能な体裁

INFORMATION 求職活動中の皆さんに岩手県が生活費を融資

県では企業の倒産やリストラなど事業主の都合により離職した人への求職活動を支援するため、生活資金を融資しています。

▶資金の使いみち　借財返済や使途不明な生活費を除く求職活動中に必要とする生活資金

▶融資限度額　50万円

▶融資利率　年2.0%（保証料0.5%を含む）

▶返済期間　３年以内（元金の返済を１年以内据え置くことができます）

▶返済方法　元利均等月賦返済（据置期間中は利息のみ返済となります）

▶連帯保証人　１人以上必要です

▶信用保証　（財）岩手県勤労者信用基金協会の信用保証が必要

▶問合せ　県商工労働観光部労政能力開発課☎629-5582

INFORMATION 育児・介護休業を取得した人に生活費を融資

県では育児休業か介護休業を申請・取得した人を支援するため生活資金を融資しています。

▶利用対象者　●育児または介護休業を申し出た事業主に１年以上雇用されている人●育児または介護休業期間中か、休業終了後６カ月以内で、休業を申し出た事業主との雇用関係が継続している人●融資申込日に県民か県内事業所に雇用されている人

▶融資額　100万円以内

▶融資利率　年2.0%（別に保証料が必要）

▶返済期間　５年以内（元金の返済を１年以内据え置くことができます）

▶返済方法　元利均等割賦返済（ボーナス払い併用可。据置期間中は利息のみ返済となります）

▶信用保証　岩手労働金庫が別に定める保証機関の信用保証か連帯保証人による保証が必要

▶問合せ　県商工労働観光部労政能力開発課☎629-5582

INFORMATION メーター検針業務にご理解を！

メーター検針員が安全に検針するため、メーターから離れた場所に犬をつなぐようお願いいたします。また鎖の長さやゆるみの確認などもお願いします。

▶問合せ　東北電力（株）盛岡営業所☎653-2111

総務庁統計局からのお知らせ

平成１２年は国勢調査が行われる年です

※国勢調査に関しては総務庁統計局・統計センターのホームページでご覧になれます
URL　http://www.stat.go.jp/21.htm

INFORMATION 80歳で歯が20本以上の人募集。健康福祉まつりで表彰

町では９月９日（土）に第７回健康福祉まつりを開催します。多彩なイベントのほか、俳優の岡本富士太さんや長野県佐久市長の三浦大助さんを講師に迎え、講演を予定しています。このまつりの中で、「8020運動」（80歳になっても20本以上歯を残そうという全国規模の運動）に連動し、80歳の人で20本以上ある人を募集します。またフリーマーケットの参加者も募集します。

【「8020運動」表彰対象者募集】

▶対象者　町在住の大正９年生まれで、自分の歯が20本以上ある人

▶応募方法　官製はがき、電話、有線などで住所、氏名、年齢をお知らせください

【フリーマーケットの出店希望者募集】

▶対象者　食品を除く家庭にある物品を販売したい人

▶応募方法　官製はがき、電話、有線などで住所、氏名、電話番号をお知らせください

▶応募締切（いずれも）　８月21日（月）必着（当日消印有効）

▶問合せ　長寿健康課☎672-4522 Fax672-4349（〒028-3305　日詰字東裏85-1　保健センター内）

INFORMATION 初心者にも親切指導 全８回の尺八講習会

紫波町尺八同好会では次のとおり初心者向けの尺八講習会を行います。

希望コース	日　程
土曜午後コース	9月2日(土)～10月21日(土) 毎週土曜（全8回）
土曜夜間コース	9月2日(土)～10月21日(土) 毎週土曜（全8回）
日曜夜間コース	9月3日(日)～10月22日(日) 毎週日曜（全8回） 午後6:00～午後7:30

▶対象　10歳から70歳の尺八初心者（男女問わず。親子、小・中・高校生も可）※練習用尺八は無料貸出。講習会終了後、修了証を交付

▶会費　無料

▶会場　中央公民館

▶問合せ・申込　高橋瑞郎さん宅（事務局）☎672-3884（日詰西）

INFORMATION 無事故・無違反を目指し チャレンジ100に参加を

紫波町交通安全対策協議会では「紫波町交通安全コンクール　チャレンジ100・しわ」の参加チームを募集しています。これは申し込んだチームで100日間の安全運転を競うもので、チーム全員が無事故・無違反を達成した場合、賞状と副賞が贈られます。

▶対象者　町内会、町内事業所などで５人１組でチームを編成し申込（種類は問わないが免許証を持っていることが参加条件）

▶実施期間　９月１日（金）～12月９日（土）

▶参加料　１チーム5000円（SDカードの手数料など）

▶申込期間　８月21日（月）まで

▶申込方法　所定の申込用紙に記入し、参加料5000円を添えて次へ申込

▶問合せ・申込　生活環境課☎672-2111　内線154　有線01-8901／（申込のみ）紫波交通安全協会☎672-3588

INFORMATION 介護・保健福祉協議会の新任委員を一般公募

盛岡地方振興局では新設の「盛岡地域介護・保健福祉協議会」の委員を公募します。「盛岡地域介護・保健福祉協議会」は、盛岡地区（含紫波町）での県の高齢者保健福祉計画と県介護保険事業の支援計画を振興管理し、福祉全般の協議を行うため設置されます。次の応募規定に当てはまる希望する人はご応募ください。

▶公募委員数　２人

▶任期　平成15年３月31日まで

▶公募対象　４月１日現在、盛岡圏在住の40歳以上で、年数回程度盛岡市で開催される協議会に出席できる人（公務員、保健・福祉・医療勤務者を除く）

▶応募方法　❶住所、氏名、年齢、性別、連絡先、介護従事歴を記載した用紙（長寿健康課で用紙交付。前記記載事項が満たされていれば任意の用紙で可）❷応募の動機について400～800字でまとめた作文（書類返却不可）

▶応募締切　８月25日（金）

▶問合せ・申込　盛岡地方振興局保健福祉環境部保健福祉企画係☎629-6566（〒020-0023　盛岡市内丸11-1）

INFORMATION 低金利で機械を導入 中小企業の皆さんへ

（財）いわて産業振興センター（旧岩手県中小企業振興公社）では、小規模企業者等設備導入資金助成法に基づいて設備貸与事業を行っております。この制度はセンターが中小企業に代わって機械設備の購入を行い、それを中小企業に現物貸与する制度です。

貸与を受けた企業は、元金と金利を分割で返済しますが、返済を終了した時点で機械設備の所有権は企業に移ります。概要は次のとおりです。

【設備貸与】

▶対象企業　県内に事業所・工場がある中小企業

▶金利（返済期間）　年2.3%（７～10年）

▶貸付限度額　100万～１億円（消費税を含む）

【リース】

▶対象企業　県内に事業所・工場があり原則従業員20人以下の中小企業（商業・サービス業は５人以下）

▶リース料　５年返済＝月額1.860%　７年返済＝月額1.382%

▶貸付限度額　100万～６千万円（消費税を含む）

▶問合せ・申込　（財）いわて産業振興センター☎621-5380

※「町の文芸コーナー」はお知らせ版に掲載しています。作品は毎月前月末までにはがきで企画課広報係までお寄せください。

NEWS BOAD

お知らせ掲示板

INFORMATION
ペットの無計画な繁殖に注意 盛岡保健所からのお願い

盛岡保健所では平成11年度に103頭の子犬と610匹の子猫を買い主から引き取りました。その理由の多くが「増えすぎてもらい手がない」というもので、無計画な繁殖が原因です。

また公園や路上にすてられる子犬、子猫も後を絶ちません。これらも前記同様の理由と思われます。飼い主は生まれてくる子犬、子猫を責任もって育てられないのであれば、避妊や去勢によって繁殖を制限して、尊い命が失われないようにしなければなりません。こうした処置は、お金がかかりますが、飼い主はペットの繁殖に責任を持たなければなりません。

犬や猫の飼い主はもう一度繁殖制限について考え、捨て犬、捨て猫のような不幸な動物をなくしましょう。またオスの飼い主は外飼いの犬や猫と無駄な繁殖をさせないように注意しましょう。

INFORMATION
交通安全はみんなの願い その思いをつづった作文募集

総務庁、(社)日本交通福祉協会などが主催する「交通安全ファミリー作文」の作品を募集します。優秀な作品は表彰されるほか、作品集としてまとめられ、入賞者や関係方面に配布されます。

▶テーマ　「我が家の交通安全」(皆さんの家庭や学校、職場、地域などで交通安全への取り組みや実践例について作文にしてください)

▶応募期間　9月20日(水)消印有効

▶応募区分　小学校低学年の部／小学校中学年の部／小学校高学年の部／中学校の部／母親・一般の部

▶応募方法【小・中学生】　400字詰め原稿用紙3枚以内(パソコン・ワープロ作成可、題名をつけて応募)。作品には応募区分、住所・郵便番号、氏名(要ふりがな)、学校名、学年、学校所在地・郵便番号・電話番号を明記してください。

▶問合せ・応募先【小・中学生】(社)日本交通福祉協会　交通安全作文募集B係☎03-3255-2081(〒101-0021　東京都千代田区外神田2-2-17共同ビル)

▶応募方法【母親・一般】　400字詰め原稿用紙5枚以内(パソコン・ワープロ作成可。題名をつけて応募)。作品には応募区分、住所・郵便番号、氏名(要ふりがな)、年齢、職業、電話番号、応募の動機(例:ポスター・チラシを見てなど)を明記してください。

▶問合せ・応募先【母親・一般】　総務庁交通安全対策室　交通安全作文募集B係☎03-3581-1645(〒100-8905　東京都千代田区霞ヶ関3-1-1

募集しています!
第15回岩手県 花いっぱいコンクール

問合せ・申込
総務課総務係
☎672-2111
内線314
有線01-8932

祝！ラ・フランス温泉館100万人突破!!
記念のキャンペーン＆敬老の日サービス

7月27日、ラ・フランス温泉館の利用者が平成9年4月1日のオープンから3年4カ月で、100万人になりました。幸運の100万人目は平沢の玉山敏子さん。この日は夏休みに入った優奈(ゆうな)さん(7歳)と優愛(ゆい)さん(3歳)の2人のお孫さんを連れプールに来たとのこと。「近いので時々利用する」という玉山さんへは1年間利用パスなどの記念品が贈られました。

ラ・フランス温泉館では、「100万人達成特別割引キャンペーン」を、また敬老の日周辺には「敬老月間特別キャンペーン」を次のとおり行います。

【100万人達成記念特別割引キャンペーン】

▶期間　9月1日(金)～30日(土)

▶内容　1泊2食付き宿泊料金8500円を6850円で利用できます

▶対象者　町民と町内事業所の勤務者、およびその同伴者(同伴者の割引は対象者1人につき5人まで)

【敬老月間特別キャンペーン】

❶「敬老の日」無料サービス

▶期間　9月15日(金)の1日

▶内容　60歳以上入浴料無料

❷「敬老の日」週間半額サービス

▶期間　9月1日(金)～14日(木)

▶内容　60歳以上の人の入浴料が半額(350円)になります

※対象者　❶❷いずれも60歳以上の人が対象となりますが、保険証や運転免許証など証明できるものをご持参ください

問合せ　ラ・フランス温泉館☎673-8555

※お詫びと訂正　紫波ネットお知らせ版8月号の第63回あらえびすレコードコンサートの日付に間違いがありました。正しくは8月22日開催です。訂正しお詫び申し上げます。

製品づくりは道具づくりから――
努力家の二代目が語る建具職人のこだわり

「いやー、今若いモンにカンナの刃の作り方を教えてたところだったんで…」。真夏の太陽が照りつける中、汗をふきながら入ってきたのは、菊池木工所の二代目、菊池勝司さん。犬吠森の北上川沿いに立つ作業場は川面をわたる風のおかげで幾分涼しい。

「カンナっていうのは表の歯も大事なんですが、裏刃がちゃんとしていないと削れないんです。ですから若いモンには『自分の顔が映るくらい研がないと使えるようにならない』と教えているんですが」。勝司さん自身、サラリーマンから跡を継ぐために戻ってきたときは夜中までそうした勉強と実践で明け暮れたという。「職人の世界は腕がなければ認めてくれません。ですから必死でしたね」。今では洋間も多くなり既製品が幅を利かせるようになってきているが勝司さんは言う。「和室はまだまだ建具の技術が必要です。それに機械化が進んでも技術に対する需要が少なくなることはないと思うんです。既製品にはない要望に応える――そこが肝心ですから」

町長メッセージ

紫波町発展計画策定が本格稼働す――町づくり座談会を終えて

十三年度から新たな紫波町発展計画による町づくりが始まります。今年度はこれに向け、六月十九日からほぼ一カ月間、町内三十三カ所で町づくり座談会を開催いたしました。六百五十五人の方々に参加いただきました。実に昨年の三・六倍、例年より女性の出席も多く、大変感謝いたしております。

ご提言いただいた意見は、すぐ実現できるもの、他の機関との協議が必要なもの、来年度からの将来計画に反映させるものなどに分け、実現に向け努力して参ります。また意見の内容も環境・福祉・教育・産業の順で、「環境と福祉の町・紫波町」にとって時宜を得た提言であったように思います。

さらに、本年度からの計画策定にあたっては、町づくり座談会はもちろんでありますが、三千人をこえる小中学生の町づくりについての作文、出席者の七割が女性という町民ワークショップの内容などに基づいて検討しているところでございます。近日中に審議会委員の推薦が行われる予定です。

地方分権の流れの中、町づくりも自信をもって全国に発信できるものであることが大切であると常々訴えてまいりました。百年後を見据え、将来ともこの町に住むことの意義を、子どもたちとともに、環境の保全をベースに考えてまいりたいと思います。

皆さまのご意見をどんどんいただき、自ら主人公として町づくりに参画する意識をさらに盛り上げることで、より住み良い町を築いていけるものと考えます。今後ますますのご参加をお願い申し上げます。

（藤原　孝）

編集後記

7月下旬から暑い日が続いています。今職場での関心事は、「今日の最高気温は何度か」ということ。最近ではその日の予想最高気温は午前10時前には軽くクリア。昼から午後にかけてどんどん記録を更新していきます。「今日は37度」。う～ん、心身ともに強くたくましくなりそうな夏です。

（佐藤）

【ご意見・情報は】
企画課「紫波ネット」情報係まで
〒028-3390　岩手県紫波郡紫波町日詰字西裏23-1
FAX672-2311

【ホームページアドレス】
http://www.town.shiwa.iwate.jp
【メールアドレス】
info@town.shiwa.iwate.jp

【紫波ネット8月号】〈平成12年8月10日発行〉
発行◆紫波町
〒028-3390　岩手県紫波郡紫波町日詰字西裏23-1　☎672-2111
印刷／川嶋印刷株式会社